

太田市空家等対策計画【概要版】

●計画の目的

空家等対策を総合的かつ計画的に推進し、住民や生活環境などを守るとともに、地域の活性化や人口増加へ繋がります。

●計画の概要

1 計画の位置づけ

空家法(※1)第6条に規定する空家等対策計画

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 計画の対象

太田市全域の空家法第2条で規定されている「空家等」及び「特定空家等」

●空家等の現状

・太田市の空家等の現状

市内における統計上(総務省 平成30年住宅・土地統計調査)の総住宅数は101,170戸(平成25年度96,070戸)であり、前回調査に比べ5,100戸増加。

うち空家については、14,010戸(平成25年度15,510戸)空家率13.8%(平成25年度16.1%)と空家戸数及び空家率ともに減少。

・空家に関する通報・苦情

338件(平成28年度から令和元年度)

主な通報内容は敷地内の雑草等の繁茂等。

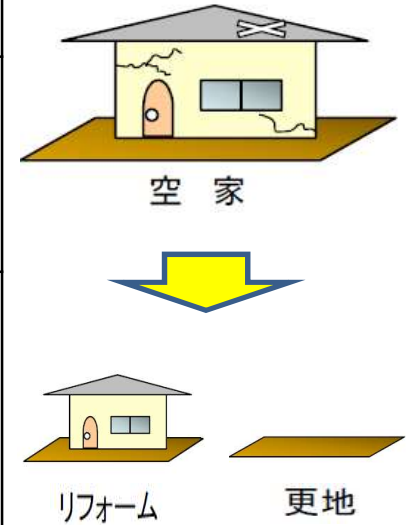
・太田市の空家等対策に関する実施体制

太田市空家等対策協議会の設置

太田市特定空家等判定委員会の設置

主管課 都市政策部まちづくり推進課

		1 発生抑制 (空き家化の予防)	2 利活用の促進	3 管理不全な空き家等の 解消
空き家等	居住中の住居	○所有者等の 当事者意識の 醸成 ○住宅ストック の良質化	○流通 (売却など)による 活用の促進 ①相談し やすい体制の 構築・周知 ②需要と 供給の マッチング ③改修による 空き家等の 再利用	○利 活 用 に 係 る 整 備 費 用 の 活 用 支 援 ○問題点の是正依頼 (法に基づく措置以 外の対応)
	適切な管理			
	問題はあるが 軽微	○特定空家等の 対応に係る実施 体制の整備 ○特定空家等の 認定及び措置	○除却 (解体) 補助制度	
	倒壊等の 危険性がない			
倒壊等の 危険性がある				



1 発生の抑制 空き家等の発生をできるだけ抑制するため、建物が使用されている段階から施策を推進

- ①問題意識の啓発 ②住宅リフォーム支援事業や木造住宅耐震化促進事業などの活用

2 利活用の促進 空き家等の利活用を所有者や利活用希望者に周知し、定住促進や地域活性化につなげる

- ①関係団体等と連携した利活用の促進 ②利活用希望者に整備費用の活用支援

3 管理不全な空き家等の解消

- ①ガイドラインに基づく特定空家等の判定 ②空家等除却補助制度等の実施

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法